

船橋市産業振興基本条例と考え方

(目的)

第 1 条 この条例は、産業の発展が地域の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の安定及び強化並びに産業の健全な発展を促進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

産業の振興は、経済活動を活性化させ、地域に活力をもたらすなど、市民生活を向上させる役割を担っています。

市内産業の発展を図るためには、地域の特性を活かした産業振興のあり方や今後の方向性、市、事業者、経済団体、市民の役割など、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の安定、強化及び健全な発展を促進し、もって地域社会の発展を目指します。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (2) 商店街 市内において小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (3) 経済団体 商工会議所、商店会連合会、地域工業団体連合会、農業協同組合、漁業協同組合その他の経済活動にかかわる団体をいう。

【趣旨】

本項目は、「事業者」、「商店街」、「経済団体」について、本条例中における用語の定義を規定しています。

(基本理念)

第 3 条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力をもとに、市、事業者、経済団体及び市民が協力し、総合的なまちづくりの観点から推進していくことを基本理念とする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

(1) 商業については、商店街と大規模小売店舗との共存共栄による活性化を図るとともに、商店街のにぎわい及び交流の場の創出並びに消費者の利便の向上のための環境整備等を推進すること。

(2) 工業については、良好な操業環境及び人材の確保に努めるとともに、既存企業の高度化をはじめ、異業種及び大学等との連携及び交流を図り、新たな事業の創出及び起業家の育成を推進すること。

(3) 農業については、優良な農地を確保し、安全かつ安心な農畜産物の供給を奨励するとともに、農地の持つ多面的機能を活かした、活力ある都市型農業の振興を目指すこと。

(4) 漁業については、漁場環境を整備し、時代に対応した漁業を振興すること。

(5) 観光については、地域の資源を活用するとともに、にぎわいの創出による地域経済の活性化を図るよう振興すること。

(6) その他地域の特性及び産業の集積を活かした新産業の振興及び創出を図ること。

【趣旨】

産業の振興は、事業者の自由な事業活動によって達成されるため、自らの創意工夫及び自助努力を基本として、市、事業者、経済団体及び市民が連携・協力し、総合的な街づくりの観点から、推進することを基本理念とします。

(1) 商業

市民生活に密着している商店街は、大規模小売店舗、中小小売店舗、個店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等のチェーン店など、多様な店舗が混在して構成されています。

特に、市内には、大規模小売店舗が多く立地し、商店街の中心となっている地域が多く見られることから、大規模小売店舗との共存共栄による商店街の活性化を推進します。

また、商店街が地域の核となり、にぎわいや交流の場となるよう推進するとともに、市民の日常生活の利便性の向上及び魅力のある商店街となるよう環境整備等を推進してまいります。

(2) 工業

本市には、多数の企業が集積し、多様な技術が蓄積されています。そのような資源を有効活用するためには、操業環境の維持や特に中小企業における人材の確保が重要であり、また、様々な企業の交流や大学との連携による共同研究が行われる場を提供するなど、より高度な製品や技術の開発への取組み、競争力の向上を図っていきます。

また、地域の産業集積、資源を広く活用して、新事業の創出を目指す起業家の育成を促進していきます。

(3) 農業

本市の農業は、都市化の影響を受け、生産環境が悪化する中、後継者不足や農地の減少など、多くの課題があります。

残された農業・農地は、都市住民に対し、農畜産物の供給のほか、環境保全機能などの役割を果たす貴重な存在となっています。

このため、住環境と調和した農業空間の創出に向け、優良農地の確保及び担い手農業者の育成に努め、都市型農業の振興を図ります。

(4) 漁業

東京湾に残された貴重な干潟三番瀬を、採貝漁業、海苔養殖の安定生産が図れる漁場として、また東京湾を漁場とする漁船漁業の存続が恒久的に望まれます。

このため、三番瀬の漁業環境整備・生産基盤の整備・後継者の育成を行い、安定的生産ができるよう漁業振興を図ります。また、都市近郊という立地条件を活かし、漁場見学・体験等を通じ、地域住民との交流を併せて推進します。

(5) 観光

まちのにぎわいを創出するため、三番瀬のある海や海老川、商業施設

などのネットワーク化を図り、回遊性の高い魅力ある環境整備を進めるとともに、まつりや多彩なイベントを積極的に展開し、地域経済の活性化を図るように推進します。

(6) その他

地域の特性及び産業の集積を活かした新産業の振興及び創出を推進します。

(市の役割)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる産業の振興に関する施策を実施するものとする。

(1) 事業者の経営基盤を安定させるための施策

(2) 商店街の活性化のための施策

(3) 地域工業の活性化のための施策

(4) 優良農地の確保及び整備並びに活力ある農業経営の実現に向けての施策

(5) 新鮮で安全かつ安心な農畜産物の供給のための施策

(6) 漁業経営の向上及び安定を図るための施策

(7) 勤労者の福利厚生を向上を図るための施策

(8) 観光客を増加させるための施策

(9) その他市長が必要があると認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、国、千葉県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、事業者、経済団体及び大学等との連携及び協力を努めるものとする。

【趣旨】

市は、社会経済情勢に的確に対応した産業振興施策を展開します。

また、産業振興施策の実施にあたっては、国、千葉県、その他の地方公共団体との連携並びに、事業者、経済団体及び大学等との連携・協力のもと、その実現に努めます。

(事業者等の役割)

- 第5条 事業者は、生活環境との調和並びに市民生活の安定及び安全確保に配慮し、自らの創意工夫により経営基盤の安定及び強化、経営の革新、人材の育成、従業員の福利厚生の実現等に努めるものとする。
- 2 事業者は、産業の振興の中心的役割を果たす商工会議所、商店会、工業団体等に積極的に加入するよう努めるとともに、市及び経済団体が行う産業の振興のための事業に参加し、協力するよう努めるものとする。
- 3 商店街において事業を営む者は、商店会が地域のにぎわい及び交流の場を提供する事業を実施するときは、応分の負担等により、当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 4 経済団体は、事業者の事業活動に関する支援を行うとともに、市等と協力し、産業の振興のための施策を実施するよう努めるものとする。
- 5 事業者及び経済団体は、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。

【趣旨】

(1) 産業活動の主体は事業者であり、活力ある地域産業の構築には、市場原理と自己責任の原則に基づいた自立した取り組みが不可欠です。

事業者は、市民の生活環境との調和並びに市民生活の安定及び安全確保に配慮し、自らの創意工夫により、経営基盤の安定及び強化、経営の革新、人材の育成、従業員の福祉厚生の実現等に努めていただきたいと思います。

(2) 事業者は、産業の振興の中心的役割を果たす各種団体等に積極的に加入するよう努めるとともに、関係機関が実施する産業振興のための事業に参加・協力するよう努めていただきたいと思います。

(3) 商店街において事業を営む者は、商店街振興に関する事業への応分の負担と協力を努め、地域コミュニティへの参加と地域経済の活性化に努めていただきたいと思います。

(4) 経済団体は、産業振興施策の実現において主導的な役割を担うこ

とが期待されます。また、事業者の産業活動に対する支援を行うとともに、市等と協力し、積極的に産業振興施策を実現していただきたいと考えています。

(5) 事業者及び経済団体は、地域の構成員として、市民生活の向上のため、地域社会に貢献するよう努めていただきたいと考えております。

(市民の協力)

第6条 市民は、産業の発展が自らの生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを認識し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

地域の産業は、市民生活に欠かせない製品・生産物等を提供するだけでなく、地域での雇用機会を生み出すなど、さまざまな形で市民生活に関わっています。

市民は、地域産業の振興が市民生活の向上と地域社会の活性化につながることへの認識を深めていただき、市及び経済団体を実施する産業振興施策の推進に協力していただきたいと考えています。

(産業の振興の推進に当たっての措置等)

第7条 市長は、産業の振興の推進に当たっては、事業者、経済団体、学識経験者等の意見を聴くとともに、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

【趣旨】

市長は、産業の振興の推進に当たっては、アンケート調査、懇談会、協議会の設置等により、事業者、経済団体、学識経験者等の意見の聴取に努めるとともに、必要により計画の策定、予算の措置等を講ずるよう努めてまいります。